

令和 8 年度宮古市敬老事業助成要領

1 目的

長寿を祝い高齢者の生きがいを高める機会の一助とするため、敬老事業を実施した団体に対し経費の一部を助成する。

2 助成内容

(1) 対象事業

次の敬老事業を実施した団体に助成するものとする。

ア 敬老会

イ 敬老祝い品等の贈呈

(2) 助成対象年齢及び助成額

各団体が実施した敬老事業の**対象者のうち**、令和 8 年 8 月 1 日現在において宮古市に住所を有し、かつ住所地に現に居住している75 歳以上の者（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた者）の人数に 650 円を乗じた額とする。

ただし、金額が上記の額に満たない場合、実際にかかった費用について助成するものとする。

(3) 助成方法

敬老事業を実施した団体は、敬老事業実施状況報告書（別紙 1）を市長に提出し、助成を受けるものとする。

(4) 助成対象期間

令和 8 年 8 月から令和 8 年 10 月まで

(5) 申請期間

令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 11 月 9 日（月）まで

(6) 祝金の交付

団体の依頼により市長が敬老会に出席する場合、1 団体につき 3 千円を祝金として持参する。